

令和5年大船渡市議会第4回定例会市長提出条例議案

目次

議案第1号	大船渡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例	P 3
議案第2号	大船渡市部設置条例の一部を改正する条例	P 7
議案第3号	大船渡市職員定数条例の一部を改正する条例	P 8
議案第4号	大船渡市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例	P 9
議案第5号	大船渡市下水道条例及び大船渡市漁業集落排水施設設置管理に関する条例の一部を改正する条例	
第1条	大船渡市下水道条例の一部改正	P 11
第2条	大船渡市漁業集落排水施設設置管理に関する条例の一部改正	P 11
議案第6号	大船渡市民交流館条例の一部を改正する条例	P 13
議案第7号	大船渡市スポーツ施設条例の一部を改正する条例	P 14
議案第8号	大船渡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	P 16

大船渡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報通信技術 デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。
- (2) 条例等 大船渡市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）により大船渡市が処理することとされた事務について規定する岩手県の条例及び規則をいう。
- (3) 市の機関等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市長（水道事業管理者の権限を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。
 - イ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者
- (4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (5) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (6) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (7) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (8) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (9) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (10) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (11) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
 - 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
 - 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名

又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料又は手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料又は手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名

等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、毎年度、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大船渡市行政手続条例の一部改正)

2 大船渡市行政手続条例(平成8年大船渡市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(理由の提示)</p> <p>第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(理由の提示)</p> <p>第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類<u>その他</u>の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。</p> <p>2 [略]</p>

改正前	改正後
<p>(行政指導の方式)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 既に文書（前項の書面を含む。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの</p>	<p>(行政指導の方式)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

大船渡市部設置条例の一部を改正する条例

大船渡市部設置条例（平成14年大船渡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画政策部 ア～キ [略]</p> <p>ク [略]</p> <p>(2)～(8) [略]</p> <p>(9) 上下水道部 ア 下水道に関する事。 イ <u>簡易水道に関する事。</u> ウ <u>その他上下水道に関する事。</u></p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画政策部 ア～キ [略] ク <u>デジタルの活用に関する事。</u> ケ [略]</p> <p>(2)～(8) [略]</p> <p>(9) 上下水道部 ア 下水道に関する事。 イ <u>その他生活排水に関する事。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

大船渡市職員定数条例の一部を改正する条例

大船渡市職員定数条例（昭和27年大船渡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び教育委員会の各事務部局に常時勤務する地方公務員で一般職に属する者（期間を定めて雇用される者、退職者及び他の地方公共団体に派遣された者を除く。）をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5 [略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>6 教育委員会事務部局、市立学校その他教育機関</td> <td style="text-align: center;"><u>122人</u></td> </tr> <tr> <td>7 水道事業所</td> <td style="text-align: center;">18人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数	1～5 [略]	[略]	6 教育委員会事務部局、市立学校その他教育機関	<u>122人</u>	7 水道事業所	18人	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び教育委員会並びに地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項に基づく規定の全部を適用した企業をいう。）の事務部局に常時勤務する地方公務員で一般職に属する者（期間を定めて雇用される者、退職者及び他の地方公共団体に派遣された者を除く。）をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5 [略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>6 教育委員会事務部局、市立学校その他教育機関</td> <td style="text-align: center;"><u>54人</u></td> </tr> <tr> <td>7 地方公営企業事務部局</td> <td style="text-align: center;">18人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数	1～5 [略]	[略]	6 教育委員会事務部局、市立学校その他教育機関	<u>54人</u>	7 地方公営企業事務部局	18人
区分	定数																
1～5 [略]	[略]																
6 教育委員会事務部局、市立学校その他教育機関	<u>122人</u>																
7 水道事業所	18人																
区分	定数																
1～5 [略]	[略]																
6 教育委員会事務部局、市立学校その他教育機関	<u>54人</u>																
7 地方公営企業事務部局	18人																
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

大船渡市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市空家等対策の推進に関する条例（令和2年大船渡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(空家等の所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、<u>空家等の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう<u>努めるものとする。</u></p> <p>(特定空家等の認定及び取消し)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(立入調査)</p> <p>第6条 [略]</p>	<p>(空家等の所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、<u>空家等を適切に管理するとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう<u>努めなければならない。</u></p> <p><u>(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)</u></p> <p>第5条 市長は、空家等が適切な管理が行われないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められるときは、<u>法第13条第1項に規定する管理不全空家等（以下「管理不全空家等」という。）と認定することができる。</u></p> <p>2 市長は、前項の規定により管理不全空家等として認定したときは、<u>遅滞なく、当該管理不全空家等の所有者等に対し通知するものとする。</u></p> <p>3 市長は、法第13条第2項の規定による勧告をしようとするときは、<u>あらかじめ、大船渡市空家等対策協議会の意見を聴くことができる。</u></p> <p>4 市長は、<u>管理不全空家等の所有者等が必要な措置を講じたことにより、当該管理不全空家等の状態が改善され、管理不全空家等でないと認められるときは、当該認定を取り消すものとする。</u></p> <p>(特定空家等の認定及び取消し)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(立入調査)</p> <p>第7条 [略]</p>

改正前	改正後
<p>(応急措置) 第7条 [略]</p> <p>(空家等対策計画) 第8条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、<u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>(空家等対策協議会) 第9条 <u>法第7条第1項</u>の規定に基づき、大船渡市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 [略]</p> <p>(組織) 第10条 協議会は、委員12人以内をもって組織し、市長を除く委員は、<u>法第7条第2項</u>に規定する者のうちから市長が委嘱する。 2～3 [略]</p> <p>(庶務) 第11条 [略]</p> <p>(委任) 第12条 [略]</p>	<p>(応急措置) 第8条 [略]</p> <p>(空家等対策計画) 第9条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、<u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>(空家等対策協議会) 第10条 <u>法第8条第1項</u>の規定に基づき、大船渡市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 [略]</p> <p>(組織) 第11条 協議会は、委員12人以内をもって組織し、市長を除く委員は、<u>法第8条第2項</u>に規定する者のうちから市長が委嘱する。 2～3 [略]</p> <p>(庶務) 第12条 [略]</p> <p>(委任) 第13条 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大船渡市下水道条例及び大船渡市漁業集落排水施設設置管理に関する条例の一部を改正する条例

(大船渡市下水道条例の一部改正)

第1条 大船渡市下水道条例（平成6年大船渡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表（第18条関係）					別表（第18条関係）						
区分	汚水排出量	使用区分			区分	汚水排出量	使用区分				
		一般用	浴場用	臨時用			一般用	浴場用	臨時用		
基本使用料	10立方メートルまで	<u>1,540円</u>	<u>1,540円</u>	<u>1,540円</u>	基本使用料	10立方メートルまで	<u>2,156円</u>	<u>2,156円</u>	<u>2,156円</u>		
従量使用料 （1立方メートルにつき）	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	<u>121円</u>	<u>77円</u>	<u>198円</u>	従量使用料 （1立方メートルにつき）	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	<u>132円</u>	<u>88円</u>	<u>209円</u>		
	20立方メートルを超え 30立方メートルまで	<u>132円</u>				20立方メートルを超え 30立方メートルまで	<u>143円</u>				
	30立方メートルを超え 40立方メートルまで	<u>143円</u>				30立方メートルを超え 40立方メートルまで	<u>154円</u>				
	40立方メートルを超え 50立方メートルまで	<u>154円</u>				40立方メートルを超え 50立方メートルまで	<u>165円</u>				
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	<u>165円</u>				50立方メートルを超え 100立方メートルまで	<u>176円</u>				
	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	<u>176円</u>				100立方メートルを超え 500立方メートルまで	<u>187円</u>				
	500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	<u>187円</u>				500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	<u>198円</u>				
	1,000立方メートルを超えるもの	<u>198円</u>				1,000立方メートルを超えるもの	<u>209円</u>				
	備考 [略]					備考 [略]					
	備考 改正部分は、下線の部分である。										

(大船渡市漁業集落排水施設設置管理に関する条例の一部改正)

第2条 大船渡市漁業集落排水施設設置管理に関する条例（平成16年大船渡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第3（第23条関係）					別表第3（第23条関係）				
区分	汚水排出量	使用区分			区分	汚水排出量	使用区分		
		一般用	浴場用	臨時用			一般用	浴場用	臨時用

改正前					改正後						
基本使用料	10立方メートルまで	<u>1,540円</u>	<u>1,540円</u>	<u>1,540円</u>	基本使用料	10立方メートルまで	<u>2,156円</u>	<u>2,156円</u>	<u>2,156円</u>		
従量使用料 (1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	<u>121円</u>	<u>77円</u>	<u>198円</u>	従量使用料 (1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	<u>132円</u>	<u>88円</u>	<u>209円</u>		
	20立方メートルを超え 30立方メートルまで	<u>132円</u>				20立方メートルを超え 30立方メートルまで	<u>143円</u>				
	30立方メートルを超え 40立方メートルまで	<u>143円</u>				30立方メートルを超え 40立方メートルまで	<u>154円</u>				
	40立方メートルを超え 50立方メートルまで	<u>154円</u>				40立方メートルを超え 50立方メートルまで	<u>165円</u>				
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	<u>165円</u>				50立方メートルを超え 100立方メートルまで	<u>176円</u>				
	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	<u>176円</u>				100立方メートルを超え 500立方メートルまで	<u>187円</u>				
	500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	<u>187円</u>				500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	<u>198円</u>				
	1,000立方メートルを超えるもの	<u>198円</u>				1,000立方メートルを超えるもの	<u>209円</u>				
	備考 [略]					備考 [略]					
	備考 改正部分は、下線の部分である。										

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(公共下水道の使用料に関する経過措置)
- 第1条の規定による改正後の大船渡市下水道条例別表の規定は、令和6年5月分以後の使用料について適用し、同年4月分までの使用料については、なお従前の例による。
(排水施設の使用料に関する経過措置)
- 第2条の規定による改正後の大船渡市漁業集落排水施設設置管理に関する条例別表第3の規定は、令和6年5月分以後の使用料について適用し、同年4月分までの使用料については、なお従前の例による。

大船渡市民交流館条例の一部を改正する条例

大船渡市民交流館条例（平成11年大船渡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
区分	使用料（1時間当たり）			区分	使用料（1時間当たり）		
	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで		午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで（ <u>全日</u> ）
	円	円	円		円	円	円
展示ホール	<u>200</u>	<u>300</u>	<u>160</u>	展示ホール	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>240</u>
[略]				[略]			
備考 [略]				備考 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

大船渡市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

大船渡市スポーツ施設条例（昭和53年大船渡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第3（第11条関係） 大船渡市営球場利用料金の上限額 (1) アマチュア野球に使用する場合				別表第3（第11条関係） 大船渡市営球場利用料金の上限額 (1) アマチュア野球に使用する場合			
区分		利用料金の上限額		区分		利用料金の上限額	
児童・生徒	A	1時間までごとに	200円	児童・生徒	A	1時間までごとに	300円
	B	1時間までごとに	800円		B	1時間までごとに	1,300円
その他	A	1時間までごとに	300円	その他	A	1時間までごとに	500円
	B	1時間までごとに	1,200円		B	1時間までごとに	1,900円
(2) [略]				(2) [略]			
(3) <u>スコアボード</u> を使用する場合 [略]				(3) <u>スコアボード</u> を使用する場合 [略]			
(4) [略]				(4) [略]			
別表第4（第11条関係） 大船渡市民テニスコート、大船渡市民弓道場利用料金の上限額				別表第4（第11条関係） 大船渡市民テニスコート、大船渡市民弓道場利用料金の上限額			
区分		一般	高校生以下	区分		一般	高校生以下
[略]				[略]			
弓道場	1人1回につき	100円	50円	弓道場	1人1回につき	200円	100円
別表第8（第11条関係） 大船渡市三陸B & G海洋センター利用料金の上限額 1～3 [略]				別表第8（第11条関係） 大船渡市三陸B & G海洋センター利用料金の上限額 1～3 [略]			
4 <u>スイミングプール</u> 利用料金の上限額				4 <u>スイミングプール</u> 利用料金の上限額			
区分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	区分		午後6時から 午後9時まで	
小学生及び中学生		80円	80円	小学生及び中学生		100円	
一般（高校生及び大学生 含む）		150円	150円	一般（高校生及び大学生 含む）		200円	
備考1 現に使用した時間がこの表に定める使用時間に満たない場合に				備考1 現に使用した時間がこの表に定める使用時間に満たない場合に			

改正前	改正後
<p><u>おいても利用料金は減額しない。</u></p> <p><u>2 この表に定める時間外にスイミングプールを使用する場合の利用料金は、午後6時から午後9時までの利用料金の額の時間割計算による額とする。この場合において、使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなし、算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。</u></p>	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第3及び別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

大船渡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大船渡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後																																																								
<p>(組織)</p> <p>第4条 法第14条の規定に基づき、水道事業の事務を処理させるため、上下水道部及び水道事業所を置く。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>町</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">上水道事業</td> <td>盛町</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>大船渡町</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>末崎町</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>赤崎町</td> <td>全域（ただし、字合足は除く。）</td> </tr> <tr> <td>猪川町</td> <td>全域（ただし、字大野及び字西山は除く。）</td> </tr> <tr> <td>立根町</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>日頃市町</td> <td>全域（ただし、字上甲子、字鬼丸及び字大森を除く。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上水道事業</td> <td>36,000人</td> <td>19,350m³</td> </tr> </tbody> </table>			区分	町	区域	上水道事業	盛町	全域	大船渡町	全域	末崎町	全域	赤崎町	全域（ただし、字合足は除く。）	猪川町	全域（ただし、字大野及び字西山は除く。）	立根町	全域	日頃市町	全域（ただし、字上甲子、字鬼丸及び字大森を除く。）	区分	給水人口	1日最大給水量	上水道事業	36,000人	19,350m ³	<p>(組織)</p> <p>第4条 法第14条の規定に基づき、水道事業の事務を処理させるため、上下水道部水道課を置く。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>町又は大字</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">上水道事業</td> <td>盛町</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>大船渡町</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>末崎町</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>赤崎町</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>猪川町</td> <td>全域（ただし、字大野及び字西山を除く。）</td> </tr> <tr> <td>立根町</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>日頃市町</td> <td>全域（ただし、字上甲子、字鬼丸及び字大森を除く。）</td> </tr> <tr> <td>三陸町綾里</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>三陸町越喜来</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>三陸町吉浜</td> <td>全域（ただし、字増館を除く。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上水道事業</td> <td>31,000人</td> <td>14,500m³</td> </tr> </tbody> </table>			区分	町又は大字	区域	上水道事業	盛町	全域	大船渡町	全域	末崎町	全域	赤崎町	全域	猪川町	全域（ただし、字大野及び字西山を除く。）	立根町	全域	日頃市町	全域（ただし、字上甲子、字鬼丸及び字大森を除く。）	三陸町綾里	全域	三陸町越喜来	全域	三陸町吉浜	全域（ただし、字増館を除く。）	区分	給水人口	1日最大給水量	上水道事業	31,000人	14,500m ³
区分	町	区域																																																									
上水道事業	盛町	全域																																																									
	大船渡町	全域																																																									
	末崎町	全域																																																									
	赤崎町	全域（ただし、字合足は除く。）																																																									
	猪川町	全域（ただし、字大野及び字西山は除く。）																																																									
	立根町	全域																																																									
	日頃市町	全域（ただし、字上甲子、字鬼丸及び字大森を除く。）																																																									
区分	給水人口	1日最大給水量																																																									
上水道事業	36,000人	19,350m ³																																																									
区分	町又は大字	区域																																																									
上水道事業	盛町	全域																																																									
	大船渡町	全域																																																									
	末崎町	全域																																																									
	赤崎町	全域																																																									
	猪川町	全域（ただし、字大野及び字西山を除く。）																																																									
	立根町	全域																																																									
	日頃市町	全域（ただし、字上甲子、字鬼丸及び字大森を除く。）																																																									
	三陸町綾里	全域																																																									
	三陸町越喜来	全域																																																									
	三陸町吉浜	全域（ただし、字増館を除く。）																																																									
区分	給水人口	1日最大給水量																																																									
上水道事業	31,000人	14,500m ³																																																									
備考 改正部分は、下線の部分である。																																																											

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(大船渡市簡易水道事業の設置等に関する条例の廃止)
- 大船渡市簡易水道事業の設置等に関する条例（令和元年大船渡市条例第19号）は、廃止する。
(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の大船渡市簡易水道事業の設置等に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の大船渡市水道事業の設置等に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。